

法制度上の仕組み(地域審議会・地域自治区・合併特例区)の効果と課題

資料 1

仕組み		地域審議会	地域自治区	合併特例区
効果	総務省の実態調査(※)から	地域の課題についての検討や地域活動支援のための補助金の事業採択の審査など、自主的・自立的なまちづくりに向けて様々な取組を行うことができる。 (参考4を参照)	自主的・自立的なまちづくりに向けて様々な取組を行うことができる。 (参考4を参照)	自主的・自立的なまちづくりに向けて様々な取組を行うことができる。
	その他		住居表示に区の名を冠するため、合併前の市町村の名を残すことができる。	公の施設の設置ができるため、地域に密接な関わりを持つ様々な施設を管理することができる。
課題	総務省の実態調査(※)から	全域的なテーマではなく、審議会の地域に限定した内容とする必要があるため、審議テーマが限られる。	運営方針や諮問事項等に留意する必要がある。	設置市町村数が少ないため、未集計
		地域の要望、陳情のみの場となる可能性がある。	新市との一体性と、各地域の独自性のバランスに留意する必要がある。	
		建設的な審議が行われるような情報提供と審議会運営が必要となる。	住民参加が行いやすいように工夫する必要がある。	
		市議会や各種審議会、既存の地域コミュニティ組織などとの組織や役割の違いの明確化が必要となる。		
	その他		事務所の設置により、経費がかかる可能性が高い。 (参考5を参照)	
		区を廃止した場合に、住居表示の変更が生じる。		

※平成18年7月実施「地域審議会実態調査」「地域自治区実態調査」「合併特例区実態調査」

考察	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併前の市町村域ごとに住民の代表による会議体を置くことにより、住民の意見をよりきめ細かく行政施策に反映させることができる。</li> <li>地域内のまちづくりという点では、仕組みによる効果や課題の差異はあまり見られない。</li> <li>合併前の市町村ごとに組織体が形成されるため、区域意識が温存され、新市としての一体感を形成する上での阻害要因となることが懸念される。</li> <li>一部の地区のみに設置された場合、地域振興策に差が生まれる可能性があり、市全体として公平性の観点から懸念がある。</li> <li>制度設置によるコストは、地域審議会、地域自治区、合併特例区の順に高くなる。</li> </ul>
----	--